拷問禁止委員会

通報番号 300/2006

当事国政府が,国の安全と秩序を理由に,通報検討中に通報者を送還したことは,拷問等を受ける危険がある者に「絶対的保護」を与える3条の趣旨に反し許されないとした事例

通		報		者	Adel Tebourski
当		事		国	フランス
通		報		日	2006年7月23日
見	解	採	択	日	2007年5月1日
条	約	批	准	日	1986年2月18日
22 条	受	諾加	宣言	日	1987年6月26日

事案の概要

1 通報者はチュニジア国籍の男性。1985年、 勉学のためベルギーへ渡航。その後 1995年に フランス人と結婚し、2000年にフランス国籍 を取得した。2001年11月、アフガニスタンの 北部同盟リーダー Ahmed Shah Massoud 暗殺 事件に関与した疑いで逮捕され、パリ刑事裁判 所で懲役 6年の実刑判決を受けると共に、市民 権を 5年間剝奪された。

2 服役中の2006年7月19日,通報者はフランス国籍を剝奪され、同時に、「国の安全保障と公共の安全のための緊急要請」を理由に、国外退去を命じられた。そして同月22日,通報者は釈放と同時に収容施設へ送られた。

同月25日,通報者は一時保護を申請したが、「フランス難民及び無国籍保護局」の緊急手続きによって96時間以内に審査され、同月28日に申請は却下された。

通報者は直ちに不服申立てしたが、不服申立てに停止効はなかった。そこで通報者は、パリ行政裁判所に、送還の執行を停止する中間決定を求めたが、却下された。更に通報者は、チュニジアを送還先とする決定の無効確認を求めたが、これも棄却され、2006年8月7日、チュニジアへ送還された。

通報者は上記手続きと平行して委員会に本件を通報し、委員会は7月26日と28日の2回にわたり、通報者を送還しないようフランス政府に要請していたが、これらの委員会の要請は無視された。

通報者の主張は以下のとおりである。

- 1) フランスで刑を終えた事件について、再度、チュニジアで有罪判決を受けるおそれがある。
- 2) チュニジア政府はテロ関係の犯罪に特に厳しく臨み、実際に第三国から送還された直後に酷い拷問を受けたケースがある。さらに、チュニジアの拘禁施設の環境はきわめて劣悪である。

したがって、チュニジアへの送還は第3条に 違反する。

3 これに対して、当事国政府の反論は以下 の通りである。

通報者は、中間決定に対して上訴していない し、またパリ行政裁判所の判断に対する控訴審 は未だ係属中である。したがって、国内救済手 続を尽くしていないから、本件は受理しえない。

次に本案について、通報者は、チュニジアにおいて個人的に迫害される危険にさらされているという点について、何ら具体的証拠を示していない。そもそも通報者は1985年以来、何度もチュニジアに一時帰国している。

また、フランスで有罪となった事実について 再度チュニジアで手続きが取られること自体は、 死刑判決を受ける危険がない以上、非人道的又 は品位を傷つける行為には当たらないし、通報 者が収容される施設が非人道的で品位を傷つけ る環境であるとの証拠もない。

そもそも通報者は、パリ刑事裁判所が強調しているとおり、国家転覆活動に従事した危険人物である。したがって、国家安全保障の観点から、このような人物は直ちにフランス国内から追放する必要がある。

この点,手続規則 108条に法的拘束力がない としても,フランス政府として,審理中の送還 を禁止する委員会の要求を尊重する意思はある。 しかしながら、申立が明らかに不当で、通報者 が本国で不適当な扱いを受ける恐れのない本件 については、国家の安全保障とのバランスを考 慮しても、国家には自国の安全と秩序を脅かす 外国人を退去させる責任がある。

4 以上に対し、通報者は以下のように反論した。

- 1) 実際に送還されてしまった後では、上訴等の手続きは全く無意味である。
- 2) 通報者はこれまで、送還が違法であることの証拠を十分に提出してきた。
- 3) 通報者の送還に危険がないことは明白であるとする点についても、実際、通報者は、当局に盗聴されたり尾行されているし、荷物は未だ手元に戻らず、チュニジア国民としての身分証明書も発行されていない。確かにまだ逮捕はされていないが、警察に勤める知人によれば、本件にメディアの関心がある間は通報者を逮捕しない方針を採っているとのことであり、これだけ注目を集めた事件をチュニジア政府がずっと放置しておくはずはなく、通報者がいずれ逮捕される危険性は極めて高い。

委員会の見解

1 受理許容性について

パリ行政裁判所の判断に対する上訴は可能だったかもしれないが、本国送還後に、仮に裁判所が通報者の申立てを認めて決定を覆したとしても、既に回復できない被害が発生してしまっている。委員会としては、そのような救済措置は意味をなさないと考える。

すなわち、どんなに有効な手続きであっても、 執行の最終決定がなされる前に、通報者にそれ らの手段を尽くす合理的な時間が与えられなけ れば意味がない。この点本件では、通報者は執 行の決定後、わずか3週間で送還されてしまっ ている。

よって,通報者は既に国内救済手続を尽くしており,本件は受理できる。

2 本案について

当事国政府の行為が3条に違反するか否かを 判断するに当たり、委員会は、当該判断は、あ くまで、当事国政府が強制送還の際に有してい た情報、及び、有しているべきだった情報に照 らして決定しなければならないことを強調する。 その後の出来事は、それらの情報を評価する際 の参考となるに過ぎない。

次に、当事国政府は、委員会の要請に反して 通報者を送還したことを正当化する理由として 次の4点を強調している。すなわち、

- 1) 通報者が国内秩序に与える危険。
- 2) チュニジアに戻っても拷問を受ける危険がないこと。
- 3) 通報者が他の受入れ国を指定しなかったこと。
- 4) 手続規則 108 条に法的拘束力がないこと。 この点、当該個人の特性、特に、その人物が 社会に与える脅威等に関係なく、送還等によっ て当該個人が拷問の危険にさらされることを防 止することこそが、第3条の意義であることを 委員会は確認する。

すなわち、3条は22条の受諾宣言をした締約国の領域内にいる者に「絶対的保護」を与えるものであり、当人が拷問を受ける重大な危険にさらされていることを恐れている以上は、当事国が、自国の国内の懸念を持ち出して3条に違反することは許されない。

そもそも、22条の受諾を宣言するということは、上記危険が重大であるか否かを判断する権限を委員会に与えるということである。確かに、当事国による事実や証拠の評価は考慮されるが、最終的に拷問の危険の有無を判断するのは委員会である。

また、通報者が明確に送還しないで欲しいとの意思表示をしているにもかかわらず、チュニジアを送還先にした点についても、当事国政府は、普遍的に認められた実務慣行を無視している。すなわち、当事国政府は、UNHCR や受け入れを希望する第三国と協働して他の解決手段

を検討すべきであった。

さらに、18条によって委員会は、独自の手 同 108 条は, 3 条や 22 条の趣旨を実効化する ければ、通報者たちの保護は形骸化してしまう。とを希望する。

以上により、通報者をチュニジアへ送還した ことは3条及び22条に違反する。

したがって, 当事国政府が委員会の見解に対 していかなる手段を採ったか、3条違反に対し 続規則を作成する権限を与えられているところ, て損害賠償をしたか,通報者の現在の居場所と 健康状態について送還国とどのように協議した ために特別に設けられたものであり、それがな かについて、90日以内に委員会に報告するこ

(担当:小豆澤史絵)